

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 一〇七
- 道路の区域を変更する件二件 一〇八
- 道路の供用を開始する件 一〇九

公 告

- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一〇九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一〇九
- 土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 一〇九

告 示

福島県告示第七十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
|------|---|-------------------------------|----------|
| 二本松市 | 非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり | 五月八日 午前一〇時から 午後三時まで | 東和文化センター |
| | | 五月九日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで | 旭住民センター |

| | |
|--------|--|
| 安達郡大玉村 | |
|--------|--|

| | | |
|-------|--------------------------|----------|
| 同 | 午後一時三〇分から 午後三時まで | 新殿住民センター |
| 五月一〇日 | 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで | 二本松市岩代支所 |
| 五月一四日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 二本松市役所 |
| 五月一五日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 同 |
| 五月一六日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 同 |
| 五月二八日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 二本松市安達支所 |
| 五月二九日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 同 |
| 五月三〇日 | 午前一〇時から 午後三時まで | 同 |
| 五月二二日 | 午前一〇時三〇分から 午前一一時三〇分まで | 大玉村役場分庁舎 |

本宮市

| | | | | | |
|-------------|------------------------|--|-----------------|--------------------------|-----------------|
| 右に掲げる市 村 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 五月三一日から六月二 九日まで（土曜日、日 曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで | 五月三一日 午後三時まで | 同 午後一時三〇分から 午後三時まで | 本宮市役所白沢 総合支所 |
|-------------|------------------------|--|-----------------|--------------------------|-----------------|

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

| | | |
|------------------|----------------|--|
| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 |
| 二本松市、本宮市及び安達郡大玉村 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 一〇月一日から二月二 一日まで（土曜日、日曜 日、一〇月八日及び一 月二三日を除く。） |

（計量検定所）

福島県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | | |
|--------------|------------------------|-----------------------|-----------------|-------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 変更後の別 | 敷地の幅員 （メートル） | 延 （メートル） |
| 一般国道 三四九号 | 伊達市梁川町柳田字町 頭四一番地先から | 変更前 一一・〇〇 二〇・〇〇 | 一一・〇〇 | 一六九・〇 |

| | | | |
|------------------------------|-----|----------------|-------|
| 同 市梁川町柳田字町 ノ内一四一番地先ま で | 変更後 | 一一・〇〇 二〇・〇〇 | 一七三・〇 |
|------------------------------|-----|----------------|-------|

（道路計画課）

福島県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | | |
|--------------|--|--------------------------------------|-----------------|--------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 変更後の別 | 敷地の幅員 （メートル） | 延 （メートル） |
| 一般国道 三四九号 | 東白川郡矢祭町大字上 関内字上町一七番地 先から 同 郡同 町大字下 関内字後原九七番一 地先まで | 変更前 A 一五・五 | 六・五 一五・五 | 一、一九三・〇 |
| | | 変更後 A 一五・五 B 八・二 六五・〇 | 六・五 一五・五 | 一、一九三・〇 一、一六〇・〇 |

（道路計画課）

福島県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津
建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | |
|----------|---|----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道三五二号 | 南会津郡檜枝岐村字下見通二二三番一 地先から 同 郡同 村字下見通二二三番一 地 | 平成二十四年四月 三日 |

先まで

(道路計画課)

福島県告示第七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

| 路線名 | 区間 |
|---------|---|
| 県道国見福島線 | 伊達郡桑折町字本町一番一地从先から同郡同町字本町四六番二地先までの上り線 伊達郡桑折町字本町五二番四地先から同郡同町字本町四九番一地从先までの下り線 |

(道路計画課)

公 告

公告第六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人福島農業復興ネットワーク

三 代表者の氏名

伊藤 房雄

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町字古屋敷六十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて安全・安心な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条第三項の規定により、大越俊ほか十一人から平成二十四年三月五日共同して行っている鬼沼地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)